

第4編 公 園 編

第4編 公園編

第1章 公園設計

第4101条 公園設計の区分

公園設計の区分は下記のとおりとする。

- (1) 基本計画
- (2) 基本設計
- (3) 実施設計

第4102条 基本計画

1. 業務目的

基本計画は、設計図書及び基本構想に基づいて検討し、公園緑地計画の概要を具体的に示すことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 現況把握

受注者は、計画に先立って、現地を踏査し、計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、人文的条件について、現況を把握するものとする。

(2) 敷地分析

受注者は、現況把握により得られたデータを基に計画区域及びその周辺区域の特性をまとめ、問題点等を分析し、検討するものとする。

(3) 計画内容の検討及び設定

受注者は、下記の事項について検討及び設定するものとする。

1) 与条件の整理

計画内容の設定について、設計図書及び基本構想の内容等、計画の前提となる与条件について整理する。

2) 計画検討・方針の設定

各種計画の検討を行なうとともに、現況把握、敷地分析及び与条件整理に基づき計画策定上、留意すべき事項等を基本方針としてまとめる。なお、具体的検討項目は以下に示す。

【計画検討項目】

- ・ 利用者数・適正容量の検討
- ・ アクセス・動線の検討
- ・ 環境の保全・創出の検討
- ・ 景観・意匠・空間構成の検討

- ・ 造成計画の検討
- ・ 施設計画の検討
- ・ 植栽計画の検討 など

3) ゾーニング

計画方針，敷地条件，地域特性等を考慮し導入すべき機能をゾーンとして配置し，その規模，形状を定める。

4) 施設の配置計画

ゾーニングに基づき，各々のゾーンが持つべき機能を有する施設を選定し，配置する。

(4) 基本計画図の作成

受注者は，上記項目の検討を踏まえ，計画区域において設定した機能及び施設の配置等を平面図等としてまとめることとする。

(5) 概算工事費の算出

受注者は，基本計画図に基づき，整備に必要な概算の工事費を算定するものとする。

(6) 基本計画説明書の作成

受注者は，設計業務の成果として，基本計画の内容及びその検討過程について解説し，取りまとめて記載した基本計画説明書を作成するものとする。

(7) イメージ図の作成

受注者は，基本計画図に基づき，全体及び主要な部分について，立体図（鳥瞰図及び透視図）として仕上げるものとする。

第 4103 条 基本設計

1. 業務目的

基本設計は，設計図書及び基本計画の成果に基づいて検討し，実施設計の方針が明確となる概略の設計を行なうことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 与条件の細部検討

受注者は，与えられた条件及び各種調査結果を把握し，計画の細部について検討するものとする。

(2) 諸施設の検討及び設定

受注者は，与条件の細部検討に基づき，個々の施設について位置，規模及び内容を検討し，その概略構造を設定するものとする。なお，具体的検討項目は以下に示す。

【設計検討項目】

- ・ 施設配置・動線計画の検討

- ・ 景観・意匠・空間構成の検討
- ・ 主要施設規模の検討
- ・ 造成設計の検討
- ・ 施設設計の検討
- ・ 植栽設計の検討
- ・ 工事に伴う安全性・環境保全上の検討
- ・ 仮設工事の必要性の検討 など

(3) 基本設計図の作成

受注者は、設定された施設の位置、規模及び内容等を平面図等としてまとめること。また、特に必要と指示された施設について概略構造図を作成するものとする。

(4) 概算工事費の算出

受注者は、基本設計図に基づき、整備に必要な概算の工事費を工種ごとに算定するものとする。

(5) 基本設計説明書の作成

受注者は、設計業務の成果として、基本設計の内容及びその検討過程について説明し、取りまとめて記載した基本設計説明書を作成するものとする。

(6) イメージ図の作成

受注者は、基本設計図に基づき、全体及び主要な部分について、立体図（鳥瞰図及び透視図）として仕上げるものとする。

第 4104 条 実施設計

1. 業務目的

実施設計は、設計図書及び基本設計の成果に基づいて検討し、工事の実施に必要な詳細図書の作成を行なうことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 与条件の確認及び調査

受注者は、下記の事項について確認及び調査するものとする。

- 1) 提示された計画の内容、背景等について設計図書及び資料により十分把握する。
- 2) 実施設計対象の施設等について現地踏査を行ない位置、関連施設との整合を調査し、施設概要等示された与条件を照合、確認する。
- 3) 対象施設について必要な調査を行なうとともに、資料の収集を行う。

(2) 実施設計の検討

受注者は、設計対象物について、施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法、施工時期等を検討するものとする。なお、具体的検討項目は以下に示す。

【設計検討項目】

- ・ 意匠・芸術性・独自性の検討
- ・ 安全性・機能性の検討
- ・ 素材・市場性の検討
- ・ 経済性の検討
- ・ 維持管理の検討
- ・ 施工性・工事工程の検討
- ・ 細部構造上の検討
- ・ 植栽・植物育成上の検討
- ・ 造成設計の検討
- ・ 施設設計の検討
- ・ 植栽設計の検討 など

(3) 実施設計図の作成

受注者は、上記各項目の検討を踏まえ、工事を実施するため必要となる下記の内容を図面としてまとめることとする。なお、図面成果品の詳細は、表4. 1. 1, 表4. 1. 2, 表4. 2. 3による。

- 1) 事業施工場所（施工位置）
- 2) 施工箇所現況及び撤去物
- 3) 施設等の配置
- 4) 施設、工種別の構造、形状
- 5) 施工法、仮設等
- 6) 施設別（単位当たり）使用材料数量
- 7) 工事件名、作成年月日、作成者 など

(4) 特記仕様書作成及び工期の算定

受注者は、工事を実施するにあたり図面等を保管するため、必要な事項を特記仕様書としてまとめるものとする。また、工事の実施に要する期間を、作業日当り標準作業量の活用やネットワーク等により積み上げを行い、算定するものとする。

(5) 数量計算

1) 設計数量計算

図面及び特記仕様書に基づき、施工数量、材料数量を計算するものとする。

2) 構造計算、容量計算

図面を作成する上で、必要に応じ、応力または容量等について計算

を行い、設計の適正を確認する。

(6) 工事費算出

受注者は、実施設計図に基づき、工種別に工事費を算出し、工種別内訳書に取りまとめるものとする。また、積算の明細が必要な場合は、その根拠を明らかにするものとする。

第4105条 公園設計の成果品

受注者は、表4. 1. 1, 表4. 1. 2, 表4. 1. 3に示す成果品を作成し、納品するものとする。なお、記載のない公園の成果品については、委託者及び受注者の協議によるほか、成果品の図面サイズ、提出部数など詳細については、特記仕様書による。

表4. 1. 1 都市公園等計画設計標準成果品一覧表（街区・近隣公園）

成果品 名称	街区公園 (0.25ha)			近隣公園 (2.0ha)				
	基本計画	基本設計	実施設計	縮尺	基本計画	基本設計	実施設計	縮尺
基本計画平面図	●			1/200~1/500	●			1/500
基本設計平面図		●		1/200~1/500		●		1/500
実施設計平面図			●	1/200			●	1/200~1/500
主要断面図		●		1/100~1/200		●		1/100~1/200
主要施設平面図		●		1/50~1/100		●		1/100~1/200
割付計画平面図		●		1/200~1/500		●		1/500
割付平面図			●	1/200			●	1/200~1/500
造成計画平面図						○		1/500
造成平面図			●	1/200			●	1/200~1/500
(造成断面図)			○	1/100			○	1/100~1/200
(主要園路平面図)								
(主要園路縦断図)								
施設計画平面図		●		1/200~1/500		●		1/500
施設平面図			●	1/200			●	1/200~1/500
主要部詳細平面図							●	1/100~1/200
施設詳細図			●	1/10~1/100			●	1/10~1/100
施設構造図			●	1/10~1/50			●	1/10~1/50
植栽計画平面図		●		1/200~1/500		●		1/500
植栽平面図			●	1/200			●	1/200~1/500
植栽詳細図			●	1/10~1/100			●	1/10~1/100
排水系統計画図		●		1/200~1/500		●		1/500
排水平面図			●	1/200			●	1/200~1/500
排水縦断図						○		1/100~1/500
排水詳細図			●	1/10~1/20			●	1/10~1/50
給水系統計画図		●		1/200~1/500		●		1/500
給水平面図			●	1/200			●	1/200~1/500
給水詳細図			●	1/10~1/20			●	1/10~1/50
電気系統計画図		●		1/200~1/500		●		1/500
電気平面図			●	1/200			●	1/200~1/500
電気詳細図			●	1/10~1/50			●	1/10~1/50
報告書・説明書	●	●	●		●	●	●	
工事費算出書	●	●	●		●	●	●	
数量計算書			●				●	
特記仕様書			●				●	
工期算定書			●				●	
イメージ図	●	●			●	●		

注意事項 ○ : 計画内容(敷地形状, 地形等)により, 必要に応じて委託者及び受注者の協議により添付する。

() : 計画規模, 内容等, 必要に応じて添付する。なお, 標準業務内容には含まれていないため, 別途に形状するものとする。

縮尺: 各種図面の縮尺は, 原則上表のとおりとする。

表 4. 1. 2 都市公園等計画設計標準成果品一覧表（地区・総合公園）

名称 成果品	地区公園（4.0ha）			総合公園（10.0ha）				
	基本計画	基本設計	実施設計	縮尺	基本計画	基本設計	実施設計	縮尺
基本計画平面図	●			1/500～1/1000	●			1/1000
基本設計平面図		●		1/500～1/1000		●		1/1000
実施設計平面図			●	1/500～1/1000			●	1/1000
主要断面図		●		1/100～1/200		●		1/200～1/500
主要施設平面図		●		1/100～1/200		●		1/100～1/500
割付計画平面図		●		1/100～1/1000		●		1/1000
割付平面図			●	1/500			●	1/500～1/1000
造成計画平面図		●		1/500～1/1000		●		1/1000
造成平面図			●	1/500			●	1/500～1/1000
（造成断面図）			○	1/200～1/500			○	1/200～1/500
（主要園路平面図）			○	1/500			○	1/500～1/1000
（主要園路縦断面図）			○	1/200～1/500			○	1/200～1/500
施設計画平面図		●		1/500～1/1000		●		1/1000
施設平面図			●	1/500			●	1/500～1/1000
主要部詳細平面図			●	1/100～1/200			●	1/200～1/500
施設詳細図			●	1/10～1/50			●	1/10～1/50
施設構造図			●	1/10～1/50			●	1/10～1/50
植栽計画平面図		●		1/500～1/1000		●		1/1000
植栽平面図			●	1/500			●	1/500～1/1000
植栽詳細図			●	1/10～1/100			●	1/10～1/100
排水系統計画図		●		1/500～1/1000		●		1/1000
排水平面図			●	1/500			●	1/500～1/1000
排水縦断面図			○	1/100～1/500			●	1/100～1/500
排水詳細図			●	1/10～1/50			●	1/10～1/100
給水系統計画図		●		1/500～1/1000		●		1/1000
給水平面図			●	1/500			●	1/500～1/1000
給水詳細図			●	1/10～1/50			●	1/10～1/100
電気系統計画図		●		1/500～1/1000		●		1/1000
電気平面図			●	1/500			●	1/500～1/1000
電気詳細図			●	1/10～1/50			●	1/10～1/100
報告書・説明書	●	●	●		●	●	●	
工事費算出書	●	●	●		●	●	●	
数量計算書			●				●	
特記仕様書			●				●	
工期算定書			●				●	
イメージ図	●	●			●	●		

注意事項 ○：計画内容（敷地形状、地形等）により、必要に応じて委託者及び受注者の協議により添付する。

（ ）：計画規模、内容等、必要に応じて添付する。なお、標準業務内容には含まれていないため、別途に形状するものとする。

縮尺：各種図面の縮尺は、原則上表のとおりとする。

表 4. 1. 3 都市公園等計画設計標準成果品一覧表（運動公園・緑道）

名称 成果品	運動公園 (15.0ha)			緑道 (0.2ha)				
	基本計画	基本設計	実施設計	縮尺	基本計画	基本設計	実施設計	縮尺
基本計画平面図	●			1/1000	●			1/200~1/500
基本設計平面図		●		1/1000		●		1/200~1/500
実施設計平面図			●	1/1000			●	1/200
主要断面図		●		1/200~1/500		●		1/100~1/200
主要施設平面図		●		1/100~1/500		●		1/50~1/100
割付計画平面図		●		1/1000		●		1/200~1/500
割付平面図			●	1/500~1/1000			●	1/200
造成計画平面図		●		1/1000				
造成平面図			●	1/500~1/1000			●	1/200
(造成断面図)			○	1/200~1/500			○	1/100
(主要園路平面図)			○	1/500~1/1000				
(主要園路縦断図)			○	1/200~1/500				
施設計画平面図		●		1/1000		●		1/200~1/500
施設平面図			●	1/500~1/1000			●	1/200
主要部詳細平面図			●	1/200~1/500				
施設詳細図			●	1/10~1/50			●	1/10~1/100
施設構造図			●	1/10~1/50			●	1/10~1/50
植栽計画平面図		●		1/1000		●		1/200~1/500
植栽平面図			●	1/500~1/1000			●	1/200
植栽詳細図			●	1/10~1/100			●	1/10~1/100
排水系統計画図		●		1/1000		●		1/200~1/500
排水平面図			●	1/500~1/1000			●	1/200
排水縦断図			●	1/100~1/500				
排水詳細図			●	1/10~1/100			●	1/10~1/20
給水系統計画図		●		1/1000		●		1/200~1/500
給水平面図			●	1/500~1/1000			●	1/200
給水詳細図			●	1/10~1/100			●	1/10~1/20
電気系統計画図		●		1/1000		●		1/200~1/500
電気平面図			●	1/500~1/1000			●	1/200
電気詳細図			●	1/10~1/100			●	1/10~1/50
報告書・説明書	●	●	●		●	●	●	
工事費算出書	●	●	●		●	●	●	
数量計算書			●				●	
特記仕様書			●				●	
工期算定書			●				●	
イメージ図	●	●			●	●		

注意事項 ○：計画内容（敷地形状、地形等）により、必要に応じて委託者及び受注者の協議により添付する。

()：計画規模、内容等、必要に応じて添付する。なお、標準業務内容には含まれていないため、別途に形状するものとする。

縮尺：各種図面の縮尺は、原則上表のとおりとする。

【参考図書】

- ・都市公園技術標準解説書（改定第2版）【社団法人 日本公園緑地協会】
 - ・みんなのための公園づくり（都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説）
【社団法人 日本公園緑地協会】
- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定版）【国土交通省】
 - ・公共的施設整備マニュアル（宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例）
【宇都宮市】
- ・植栽基盤整備技術マニュアル（案）【財団法人 日本緑化センター】
- ・公共用緑化樹木品質寸法規格基準（案）の解説【財団法人 日本緑化センター】
- ・都市公園におけるゆったりトイレの指針【社団法人 日本公園緑地協会】 など

第5編 下水道編

第5編 下水道編

第1章 下水管渠実施設計

第1節 総則

第5101条 業務の目的

本委託業務（以下 業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

第5102条 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

第5103条 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

第5104条 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第5105条 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第5106条 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第5107条 公益確保の責務

受託者は、業務を行なうに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

第5108条 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作

成を遅滞なく行わなければならない。

第 5109 条 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、『宇都宮市』の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 工程表 (ロ) 主任技術者届 (ハ) 完了届 (ニ) 納品書
- (ホ) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承認を受けるものとする。

第 5110 条 主任技術者及び技術者

(1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗をはかるため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

第 5111 条 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

第 5112 条 成果品の審査

(1) 受託者は、業務完了時に『宇都宮市』の成果品審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかがしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

第 5113 条 引き渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、『宇都宮市』の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

第 5114 条 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、

誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

第 5115 条 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

第 5116 条 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、『宇都宮市』、受託者協議の上、これを定める。

第 2 節 調 査

第 5117 条 資料の収集及び調査

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

第 5118 条 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

第 5119 条 試験堀の立会い

試験堀調査を別途行う場合は、受託者はその調査に立会い、地下埋設物の種類、位置、深さ、構造物をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

第 5120 条 渉外事務

受託者は、調査、設計等委託作業に必要な渉外事務を行わなければならない。ただし、受託者の責任において解決できない場合は、係員（監督又は、検査を行なう職員をいう。以下同じ）と協議する。なお、渉外事務の記録は詳細に明記し、随時報告すると共に、業務完了時に提出しなければならない。

第 5121 条 公私有地の調査

道路、水路等について公私の不明確な場所については、公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

第 5122 条 在来管調査

在来管の使用の可、不可の判断は、係員及び関係者の立会いのもとで行なわなければならない。

第3節 設計一般

第5123条 打合せ

(1) 業務の実施にあたって、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と『宇都宮市』は打合せを行なうものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

第5124条 設計基準等

設計にあたっては、『宇都宮市』の指示する図書及び本仕様書第7節に準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について『宇都宮市』と協議の上、定めるものとする。

第5125条 設計上の疑義

設計上疑義を生じた場合は、係員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

第5126条 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

第5127条 事業計画図書の確認

受託者は、第2節調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

第5128条 参考資料の貸与

『宇都宮市』は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

第5129条 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を報告書に明記しなければならない。

第4節 設計細則

第5130条 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、係員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 ($S = 1/10,000 \sim 1/30,000$) は、地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図 ($S = 1/2,500$) は、設計対象区域について、事業計画の排水施設平面図により作成すること。

(3) 施設平面図

施設平面図 ($S = 1/500$) は、測量等による平面図に基づき、施工箇所の管渠の平面位置、マンホール及び立坑の位置、形状、管径、勾配、路線番号、区間距離、柵、取付管等附属施設、補助工法区間等を記入し、隣接構造物、家屋その他構造物と明確に区分できるようにする。また、地下埋設物の位置も正確に記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図 ($S = 1/50 \sim 1/100$) は次の場合に作成する。

地下埋設物さくそう箇所、重要構造物接近箇所、河川・鉄道・国道等横断箇所、雨水吐口設置箇所及び標準布設位置以外に布設する場合等、特に詳細図を必要とし、係員が指示する場合に平面図及び横断図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図 ($S = \text{縦 } 1/100, \text{横 } 1/500$) は、施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管渠の位置、形状、管径、勾配、施設平面図との対照番号、区間距離、追加距離、管底高及び土被り、地盤の位置及び地盤高、マンホール（雨水吐室及び伏越室を含む）の位置及び種類、下水の放流先の名称、高水位、低水位、平水位、並びに現在及び計画の河床等の位置及び高さ、管渠が横断する河川、地下道等の主要な施設の位置及び名称、凡例、表題等。

(6) 横断面図

横断面図 ($S = 1/50 \sim 1/100$) は、施設平面図と同一記号を用いて次の事項及び要領に従って作成すること。

道路幅員の拡大、又は縮小箇所、構造図の断面変化。地下埋設物の位置、種別の変化等を生ずる箇所は、必要に応じて横断図を作成すること。又、道路両側の擁壁、石垣等工事の施工によって影響を受けることが心配される場合も作成すること。

(7) 構造図

構造図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は次の要領で記入する。

『宇都宮市』の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは施設平面図、縦断面図の同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊の布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊雨水枳、特殊な形状のマンホール及び枳等、特に構造図を必要とし、係員が指示するもの。

(8) その他

工事許可申請用の図面、仮設図面等工事施工に際して打合せ、又は、申請のため、必要な図面を係員の指示により作成する。

第 5131 条 各種計算

管渠、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、『宇都宮市』と十分な打合せの上、計算方針を確認して行なわなければならない。

第 5132 条 数量計算

構造計算、仮設計算にあたっては、『宇都宮市』と十分打合せのうえ、計算方針を確認して行なわなければならない。

第 5133 条 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第 5 節 照 査

第 5134 条 照査の目的

受託者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

第 5135 条 照査の体制

受託者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

第 5136 条 照査事項

受託者は、設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について。
- (2) 比較検討の方法及びその内容について。
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について。
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう）について。
- (5) 計算書と設計図の整合性について。

第 6 節 成果品

第 5137 条 適用範囲

本特記仕様書は、当該業務である、公共下水道実施設計委託（以下、「本業務」という。）の最終成果品を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

第 5138 条 電子納品

電子納品とは、本業務の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「電子納品に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。

第 5139 条 成果品の提出

成果品の提出の際には、国土交通省チェックシステム及びウイルス対策ソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、電子媒体に格納することとする。提出物は、電子媒体（CD-R）2部と印刷製本したものを1部とする。

電子媒体（CD-R）の2部は、「正」を発注課、「副」を保管管理担当課に提出するものとする。

「ガイドライン」で特に記載がない事項については、原則として電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

「紙」による報告書の提出は、必要最低限とする。ただし、図面については、現行どおり、原図等の提出も併せて行なうものとする。

第5140条 成果品の確認

受注者は、電子媒体（CD-R）提出時において、電子データが「ガイドライン」に基づいて作成されていることを監督職員の立会いのもと確認するとともに、データを閲覧するための操作方法についても併せて説明することとする。

第5141条 その他

受注者は、本委託業務の実施にあたり業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

第5142条 成果品の内容

設計業務が完了した場合は、次項により提出しなければならない。

（1）各種設計図

- | | |
|----------|-------------------|
| ① 位置図 | 1/10,000～1/30,000 |
| ② 系統図 | 1/2,500 |
| ③ 区画割平面図 | 1/2,500 |
| ④ 施設平面図 | 1/500 |
| ⑤ 詳細平面図 | 1/50～1/100 道路種別図 |
| ⑥ 縦断面図 | 縦1/100～横1/500 |
| ⑦ 横断面図 | 1/50～1/100 |
| ⑧ 構造図 | 1/10～1/100 |
| ⑨ 仮設図 | 1/10～1/100 |
| ⑩ BM位置図 | 1/2,500 |
| ⑪ 道路種別図 | 1/10,000～1/30,000 |
| ⑫ 公図調査資料 | |

（2）各種計算書

- ① 構造計算書（耐震設計計算書を含む）
- ② 数量計算書
- ③ 流量計算書

（3）各種報告書

- ① 設計説明書
- ② 調査、渉外関係記録一覧表
- ③ 設計対象流域調査
 - ④ 地下埋設物調査
- ⑤ 在来管調査
- ⑥ 測量観測手簿
- ⑦ 打合せ議事録

- ⑧ その他打合せ等の資料（設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料）

第7節 準拠すべき図書

第5143条 準拠すべき図書

業務は、下記に掲げる最新版図書に準拠して行なうものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ係員の承諾を受けなければならない。

- (1) 宇都宮市の下水道構造標準図
- (2) 下水道施設設計指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (4) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設耐震設計例—管路施設編（日本下水道協会）
- (8) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (9) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (10) 水理公式集（土木学会）
- (11) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (12) トンネル標準示方書（シールド工法編） 同解説（土木学会）
- (13) " （山岳工法編） 同解説（土木学会）
- (14) " （開削工法編） 同解説（土木学会）
- (15) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (16) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (17) 道路土工—仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (18) 道路土工—擁壁工指針（日本道路協会）
- (19) 道路土工—カルバート工指針（日本道路協会）
- (20) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (21) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (22) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (23) 改定新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (24) 河川管理施設等構造令及び河川管理施設等構造令施行規則
- (25) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (26) 土質工学ハンドブック（土質工学会）

第8節 業務カルテの作成

第5144条 業務カルテの作成

請負者（受注者）は、契約時又は完了時において、請負金額500万以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督〔調査〕員に確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスク、または公衆回線を通じてオンラインにより提出しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督〔調査〕員に提出しなければならない。